

(案)

**ホームレスの自立支援等に関する
東京都実施計画 (平成 31 年策定、第 4 次)
に定める施策評価書**

令和6年3月



東京都

※ 予算額の欄を網掛けしている事業は、ホームレス対策事業として
単独で予算額を計上していない事業である。

対策 1 評価欄	事項 番号	自立支援システムの運営
実 績		
<p>○ 自立支援システムと生活困窮者自立支援法との関係 自立支援センターの運営等については、平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法施行後、その枠組みにおいて、一時生活支援事業及び自立相談支援事業等を一体的に活用することにより、従来どおり都区共同事業として、巡回相談から自立支援センターでの緊急一時保護、就労支援、自立支援センター退所後のアフターケアまでの一貫した支援を実施できる体制を維持した。</p> <p>○ 自立支援センターの計画的設置 施設の設置に当たっては、地域住民や関係者で構成する地域連絡協議会を通じて、当事業について理解してもらうよう、事業の趣旨及び事業の成果を丁寧に説明し、計画どおり自立支援センターを設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 7 月 自立支援センター「荒川寮」の設置 ・令和 2 年 8 月 自立支援センター「千代田寮」の設置 ・令和 3 年 3 月 自立支援センター「板橋寮」の設置 ・令和 6 年 3 月 自立支援センター「江戸川寮」の設置 ・令和 6 年 3 月 自立支援センター「大田寮」の設置 <p>○ 自立支援センターの運営</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急一時保護事業利用者数 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は 993 人、令和 4 年度は 630 人 ・事業開始から令和 4 年度末までの利用者累計：40,954 人 2 自立支援事業の利用者数 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は 837 人、令和 4 年度は 469 人 ・事業開始から令和 4 年度までの利用者累計：24,273 人 3 自立支援センター入所者の年齢層と路上期間 <ol style="list-style-type: none"> (1) 若年層（40 代まで）の割合 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は 60.9%、令和 4 年度は 59.5%（緊急一時保護事業） ・令和元年度は 62.5%、令和 4 年度は 61.0%（自立支援事業） (2) 路上期間の短い者（路上生活期間無し又は 1 か月未満）の割合 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は 64.8%、令和 4 年度は 59.4%（緊急一時保護事業） ・令和元年度は 64.2%、令和 4 年度は 62.5%（自立支援事業） 4 自立支援事業退所者の就労自立率の割合 令和元年度は 51.5%、令和 4 年度は 51.1% <p>○ 自立支援センター退所後に再度路上生活に戻さない仕組み作り 自立支援センターを就労自立により退所した者のうち、希望者に対して 1 年間のアフターケア（地域生活継続支援事業）を実施した。</p> <p>具体的には、相談員による自宅訪問並びに電話及びメールでの相談の受け付けや退所者交流会の開催により、地域生活の継続を支援した。</p> <p>また、必要に応じて、自立支援事業の利用者向けの支援（職業紹介、法律相談等）もアフターケアに活用した。</p>		

(単位：回)

	元年度	2年度	3年度	4年度
アフターケア（地域生活継続支援事業）相談延べ回数	7,922	6,318	4,926	4,226

○ 利用者層の変化に対応した支援

若年者や路上生活期間が短い者、就労経験の乏しい者や不安定な就労を繰り返す者の割合の増加に対応して、職業相談員としてハローワークの職員が各自立支援センターに常駐して職業相談に対応できる体制に加えて、ハローワークの求人情報がリアルタイムで確認できる検索端末を各自立支援センターに設置し、職業相談体制を充実させた。

○ 就労自立困難層への対応

自立支援システム利用者のうち、就労自立が困難な利用者に対しては、更生施設等の利用を通じて、再路上化することなく、地域社会へ復帰できるよう対応した。

○ 路上生活の女性・家族等への対応

女性や家族の路上生活者に対しては、特別区人事・厚生事務組合の厚生関係施設等を活用して対応した。また、就労している单身女性に対しては、直接、自立支援住宅での受入れを行い、自立支援センター本体で提供している支援を実施した。

○ 路上生活が長期化、高齢化したホームレスへの対応

路上生活が長期化し、高齢化したため、就労を基軸とした従来の自立支援システムによる自立が困難なホームレスが地域生活できるよう、平成29年度からモデル事業として2ブロックで実施していた支援付地域生活移行事業について、令和元年度から都内全域で本格実施した。

支援付地域生活移行事業の利用者数

- ・令和元年度は55人、令和4年度は41人
- ・事業開始から令和4年度末までの利用者累計：240人

予算額

(単位：千円)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自立支援センター事業	計	1,357,092	1,493,404	1,530,499	1,473,744	1,517,163
	整備	35,884	31,077	56,550	23,762	60,068
	事業（運営）	1,339,208	1,426,327	1,473,949	1,449,982	1,457,077

(単位：千円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
巡回相談事業（地域生活継続支援事業を含む。）	113,101	124,194	119,842	107,630	101,223

(単位：千円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支援付地域生活移行事業	117,739	121,920	122,154	121,694	121,491

評価・方向性

- 施設の設置及び運営に当たっては、今後も、地域連絡協議会により引き続き地域住民の理解を深めていく。
- 自立支援センターにおいて、入所後の早い段階から一貫した就労支援を行うことや、自立支援住宅において地域での生活訓練を行うことは、自立支援センター利用者の自立促進に効果があるため、引き続き行っていく。
- 自立支援センター退所者に対するアフターケアは、地域社会に復帰した利用者の再路上化を防ぐために、引き続き行っていく。
- 今後も、路上生活者対策事業を取り巻く社会情勢の変化等を注視し、都区内で支援に関する情報を共有するとともに、支援付地域生活移行事業の在り方について引き続き、検討していくこととする。

対策 2 評価欄	事項 番号	就業機会の確保－①求人の確保																												
実績																														
<p>○ ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業による自立を一層促進するには、民間事業所等から幅広い仕事を集める仕組みを作り、就業機会の確保、拡大を図ることが重要であることから、平成 17 年 9 月に東京ホームレス就業支援事業推進協議会（以下「東京ジョブステーション」という。）が設立された。</p> <p>東京ジョブステーションでは、働く意欲がありながらも、ホームレスとなることを余儀なくされていた方々に、就業に関する相談や指導、無料職業紹介、臨時的軽易な仕事の開拓、求人情報の収集、技能講習等を行い、就業による自立を支援している。また、民間企業等の協力を得て、職場体験講習を実施している。</p> <p>東京ジョブステーションの求人確保実績 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="260 712 1147 1016"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2 年度</th> <th>3 年度</th> <th>4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常用</td> <td>4,870</td> <td>4,046</td> <td>4,154</td> <td>4,282</td> </tr> <tr> <td>臨時</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>54</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>日雇</td> <td>635</td> <td>349</td> <td>432</td> <td>481</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,565</td> <td>4,435</td> <td>4,640</td> <td>4,769</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 臨時とは 1 ヶ月以上 4 ヶ月未満の求人。日雇とは 1 ヶ月未満の求人である。</p>							元年度	2 年度	3 年度	4 年度	常用	4,870	4,046	4,154	4,282	臨時	60	40	54	6	日雇	635	349	432	481	合計	5,565	4,435	4,640	4,769
	元年度	2 年度	3 年度	4 年度																										
常用	4,870	4,046	4,154	4,282																										
臨時	60	40	54	6																										
日雇	635	349	432	481																										
合計	5,565	4,435	4,640	4,769																										
予算額																														
<p>東京ジョブステーション予算規模（求人確保に関する予算） (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="236 1167 1339 1285"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2 年度</th> <th>3 年度</th> <th>4 年度</th> <th>5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国受託会計</td> <td>427</td> <td>484</td> <td>408</td> <td>370</td> <td>375</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「国受託会計」は、就業機会確保支援事業費である。</p> <p>※ 予算額には、人件費は含まない。</p>							元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	国受託会計	427	484	408	370	375													
	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度																									
国受託会計	427	484	408	370	375																									
評価・方向性																														
<p>○ 東京ジョブステーションは多くの企業に接触し、多数の求人確保に努めている。</p> <p>○ 利用者の適性やニーズを踏まえた、多様な就業機会の確保や様々な職種の求人開拓を引き続き進めていく。</p>																														

対策 2 評価欄	事項 番号	就業機会の確保－②職業相談・職業紹介			
実績					
<p>○ 各自立支援センターにおいて、ハローワークから職業相談員の配置を受け、平日は毎日、自立支援センター内で職業相談及び職業紹介を行う体制を整備した。</p> <p>○ 東京ジョブステーションと連携し、自立支援センター利用者等に対して、就職支援セミナーの開催、職業相談及び職業紹介を行った。</p>					
予算額					
東京ジョブステーション予算規模（職業相談・職業紹介に関する予算）（単位：千円）					
国受託会計 （就業支援）	元年度 10,352	2年度 9,689	3年度 7,064	4年度 6,874	5年度 6,975
<p>※ 「国受託会計（就業支援）」には、対象者に TOKYO チャレンジネットの相談者（住居喪失不安定就労者）を含む。</p>					
評価・方向性					
<p>○ ハローワーク職員による職業相談・職業紹介だけでなく、東京ジョブステーションとの連携により、一人一人に適した職業相談及び職業紹介を行うことができた。</p> <p>○ 就職に成功しても、様々な事情から就労を継続できないケースがある。 今後も、利用者の適性等を踏まえた職業相談及び職業紹介を行うとともに、就労を継続させるために、一人一人にきめ細かな対応をしていく必要がある。</p>					

対策 2 評価欄	事項 番号	就業機会の確保－③職業能力の開発			
実績					
<p>○ 各自立支援センター等において、利用者の適性と希望に応じて、国が東京ジョブステーションに委託している技能講習の受講を推進した。</p> <p>○ 東京ジョブステーションが実施する職場体験講習等を活用し、自立支援センター利用者等に対して就業に向けた準備ができるよう支援した。</p>					
予算額					
東京ジョブステーション予算規模（職業能力開発に関する予算）（単位：千円）					
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一般会計	960	1,248	1,248	1,000	1,120
国受託会計（就労支援）	10,655	11,398	11,403	10,725	10,761
国受託会計（技能講習）	—	58,437	63,779	52,295	52,691
合計	11,615	71,083	76,430	64,020	64,572
<p>※ 「一般会計」は、就労習慣体得研修、事業費である。</p> <p>※ 「国受託会計（就労支援）」は、TOKYO チャレンジネットの相談者（住居喪失不安定就労者）を含み、職場体験講習事業費である。</p> <p>※ 「国受託会計（技能講習）」は、令和2年度から国が東京ジョブステーションに委託しているものである。</p>					
評価・方向性					
<p>○ 技能講習及び就労習慣体得研修は、ホームレスの技能習得や就職及び就業に一定の効果をあげているため、引き続き行う。</p> <p>○ 職場体験講習は、実際の作業現場で作業を体得することにより、働く上での不安を解消することができ、また、就労意欲の喚起にも効果的であるため、引き続き行う。</p>					

対策 2 評価欄	事項 番号	就業機会の確保－④身元保証の確保			
実績					
<p>○ 東京ジョブステーションが平成 20 年度の新規事業として、「身元信用保証事業」を立ち上げた。</p> <p>当事業は、支援対象者が就職に際し、求人者から身元保証人を求められ、対応できない場合に、求人者に対し、保証人に代わって、本制度の利用を促し、もし不誠実行為が発生した場合には、保険会社が損害に対して保険金を支払うものであり、事業開始後、令和 4 年度までの利用実績は 2 件にとどまる。</p>					
予算額					
東京ジョブステーション予算規模（身元信用保証事業に関する予算）（単位：千円）					
	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
身元信用保証事業	50	50	50	50	50
評価・方向性					
<p>○ 身元保証の取組の具体策として事業を立ち上げ、損害保険会社を活用し、物的損害を与えた場合の金銭補償に対応しているが、求人者の求める全般的な身元引受ではないため、運用しにくくなっている。今後の運用に当たっては、求人者の理解が深まるよう周知及び啓発に努める。</p>					

対策 3 評価欄	事項 番号	安定した居住場所の確保－①公営住宅の入居斡旋			
実績					
○ 真に住宅に困窮する低額所得者に対し住宅を的確に提供するという公営住宅制度の趣旨に基づき、自立支援センターの退所者向けに都営住宅の特別割当を実施した。					
(単位：戸)					
		元年度	2年度	3年度	4年度
自立支援センター退所者向け		20	20	20	20
※ 年2回の割当数の合計					
予算額					
評価・方向性					
○ 公営住宅の入居斡旋は、ホームレスが就労自立し地域で安定した生活を営むために、効果的である。					
自立支援センター退所者向けの特別割当については、都営住宅の適正な管理に支障のない範囲内で引き続き行っていく。					

対策 3 評価欄	事項 番号	安定した居住場所の確保－②低家賃住宅の確保												
実 績														
○ 自立支援システムにおける自立支援住宅については、低家賃住宅の確保や居住支援のノウハウを持つ民間団体と連携し、確実に確保した。														
(単位：戸)														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">元年度</th> <th style="width: 15%;">2 年度</th> <th style="width: 15%;">3 年度</th> <th style="width: 15%;">4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援住宅確保数</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> </tbody> </table>						元年度	2 年度	3 年度	4 年度	自立支援住宅確保数	150	150	150	150
	元年度	2 年度	3 年度	4 年度										
自立支援住宅確保数	150	150	150	150										
※ 各年度末現在														
○ 自立支援センター利用者に対して、不動産知識が豊富な住宅相談員が住宅相談を行い、低家賃住宅の紹介や不動産契約の支援をした。														
予算額														
※ 「対策1 自立支援システムの運営」の自立支援センター事業の運営費に含まれている。														
評価・方向性														
○ 自立支援システムにおける自立支援住宅については、引き続き確保するとともに、効果的、効率的に運用する。														
○ 住宅相談員による支援や、居住支援のノウハウを持つ民間団体等との連携は、低家賃住宅の確保に効果があるため、引き続き低家賃住宅の物件情報の提供等を行っていく。														

<p>対策 3 評価欄</p>	<p>事項 番号</p>	<p>安定した居住場所の確保－③緊急連絡先の確保</p>
<p>実績</p>		
<p>○ 自立支援センター利用者が賃貸住宅契約を行う際に緊急連絡先を求められる場合は、住宅相談員等と連携して緊急連絡先を確保できるようにした。</p> <p>○ 保証人を必要としない住宅は極少数であるため、家賃保証会社に保証料を支払い住宅の確保を行っている。</p>		
<p>予算額</p>		
<p>※ 「対策1 自立支援システムの運営」の自立支援センター事業の運営費に含まれている。</p>		
<p>評価・方向性</p>		
<p>○ 緊急連絡先の確保は、安定した居住場所の確保に効果があるため、引き続き現行の取組を行っていく。</p>		

対策 4 評価欄	事項 番号	保健及び医療の確保 - ①健康診断・相談サービスの提供																						
実績																								
<p>○ ホームレス数の多い一部の区では、保健所が福祉事務所等と連携して健康診断や相談サービスを行っている。</p> <p>○ 自立支援センターでは入所後初期の段階で健康診断を行った。また非常勤の医師と看護師を配置して利用者の健康相談を行った。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="248 533 1350 629"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療職を伴った巡回相談</td> <td>344</td> <td>250</td> <td>283</td> <td>279</td> </tr> </tbody> </table> <p>※件数は、通常の巡回相談と、支援付地域生活移行事業における巡回相談における医療職を伴った巡回相談件数を合算したものである。</p> <p>○ ホームレスが緊急に医療を必要とした場合、無料低額診療事業を活用した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="248 815 1350 911"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無料低額診療 受診数</td> <td>173</td> <td>108</td> <td>90</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 自立支援センター入所者が国民健康保険等の医療保険制度に未加入でかつ、経済的に余裕がない場合に医療機関を受診する必要がある際には、生活保護の医療単給により対応した。</p>						元年度	2年度	3年度	4年度	医療職を伴った巡回相談	344	250	283	279		元年度	2年度	3年度	4年度	無料低額診療 受診数	173	108	90	83
	元年度	2年度	3年度	4年度																				
医療職を伴った巡回相談	344	250	283	279																				
	元年度	2年度	3年度	4年度																				
無料低額診療 受診数	173	108	90	83																				
予算額																								
※ 「対策1 自立支援システムの運営」の自立支援センター事業の運営費に含まれている。																								
評価・方向性																								
○ ホームレスに対しての健康診断や健康相談は、ホームレスの健康を維持するために重要であるため、引き続き、現行の取組を行っていく。																								

対策 4 評価欄	事項 番号	保健及び医療の確保 - ②結核罹患者への対応
実 績		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援センターでは、入所後初期の段階で結核検診を実施した。 ○ ホームレス数の多い一部の区では、ホームレスに対して結核検診を定期的を実施した。 ○ 山谷地域においては、城北労働・福祉センター健康相談室でDOTS事業を実施した。 		
予算額		
<p>※1 自立支援センターにおける結核健診の予算は「対策1 自立支援システムの運営」の自立支援センター事業の運営費に含まれている。</p> <p>※2 城北労働・福祉センター健康相談室におけるDOTS事業の予算は「対策6 緊急援助及び生活保護 ⑤山谷地域における対策」の健康相談室運営委託に含まれている。</p>		
評価・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 結核検診等の取組は、結核罹患者の早期発見及び早期対応のために効果がある。 ○ 引き続き、結核罹患者の減少に向けた対策を行う。 		

対策 4 評価欄	事項 番号	保健及び医療の確保 - ③救急医療体制の充実			
実績					
○ 救急搬送によるホームレスの診療については「東京都山谷地域及び路上生活者救急医療協力謝金交付要綱」に基づき、民間医療機関に協力謝金を交付することにより、救急医療体制を確保した。					
(単位：支払件数)					
	元年度	2年度	3年度	4年度	
山谷地域	22	15	17	24	
路上生活者	567	432	379	231	
合計	589	447	396	255	
※ 支払時期による件数の集計につき、発生時期とは必ずしも一致しない。					
※ 救急隊長が基準に基づき判断して確認書を交付するため、搬送の全てが交付対象とは限らない。					
○ 無料低額診療事業を実施する医療機関に対しては、引き続き制度の効果的な活用を行うよう働きかけをした。					
予算額					
(単位：千円)					
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
救急医療協力謝金	6,660	6,300	5,400	4,023	3,861
評価・方向性					
○ 救急医療協力謝金事業は、ホームレスの救急医療体制の確保のために効果がある。					
○ 引き続き、救急医療謝金事業及び無料低額診療事業を通じて、福祉、医療、救急等関係機関の円滑な連携を図る。					

対策 5 評価欄	事項 番号	生活に関する相談・指導－①窓口・街頭相談の充実			
実績					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援機関等に相談に訪れたホームレスに対しては、一人一人の状況や希望に応じて、自立支援システムや生活保護等の相談を行った。 ○ 自立支援システムや生活保護等の相談のみならず、法テラスや家計相談支援事業を実施する機関等を紹介するとともに、必要に応じて応急援護を行った。 ○ 都区共同事業による巡回相談を実施した。また、一部の区市においては独自の巡回相談を実施した。 					
予算額					
(単位：千円)					
要保護者等に対する応急援護事業（区市に対する都補助金予算額）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	「地域福祉推進区市町村包括補助事業」により補助				
<p>※ 区市がホームレス等に対して、食事、求職活動等に伴う交通費、緊急・臨時宿泊等を提供する事業。</p> <p>なお、緊急・臨時宿泊に関する区市に対する補助については、平成 28 年度で終了</p>					
評価・方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援機関等に来所したホームレスに対しては、今後も、一人一人の状況と希望に応じた相談を行うとともに、必要に応じて応急援護を行っていく。 ○ 地域を巡回して相談することは、支援が必要な者を早期に発見して相談及び助言を行うことができ、路上生活からの脱却に効果的であるため、引き続き行っていく。 					

対策 5 評価欄	事項 番号	生活に関する相談・指導－②巡回相談事業の実施		
実績				
<p>○ ブロック毎に区域内を自立支援センター受託法人の相談員が巡回し、ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の状況を把握し、生活、健康、就労及びその他自立のために必要な相談、助言等を行った。面接相談では、路上生活者対策事業やその他福祉施策の紹介を行い、地域社会の復帰に結びつけた。</p>				
(単位：件)				
巡回相談件数（都区 共同事業）	元年度 7,117	2年度 6,892	3年度 6,070	4年度 6,503
※ 相談以外に目視、声かけ等を含む。				
<p>○ 自立相談支援機関と巡回相談員等によるブロック別事業推進協議会を定期的を開催し、自立相談支援機関等と巡回相談員との連携を強化した。</p> <p>○ 路上生活が長期化したホームレスに対しては、巡回相談員が粘り強く巡回相談を実施した。また、健康状態が悪い者への対応を充実させるため、看護師の同行による巡回相談を実施した。</p> <p>○ 路上と屋根のある場所とを行き来している者に対して、一部の地域では、休日や夜間の巡回も行った。</p>				
予算額				
※ 「対策1 自立支援システムの運営」の巡回相談事業の運営費に含まれている。				
評価・方向性				
<p>○ 自立相談支援機関等での相談のみならず、相談員が地域を巡回することで、支援が必要な者の早期発見と早期の自立へとつなげることができ、効果がある。</p> <p>○ 施設管理者、自立相談支援機関等の関係機関の連携を更に強化していく。</p> <p>○ 屋根のあるところと路上とを行き来する者に対しては、今後も地域の実情に応じて、昼間に加え休日及び夜間の巡回を引き続き実施する等、対策を工夫していく。</p>				

対策 5 評価欄	事項 番号	生活に関する相談・指導－③福祉サービス総合支援事業の利用促進			
実績					
○ 必要に応じて福祉サービス総合相談事業等の制度の周知を行った。					
予算額					
	元年度元 年度	2年度	3年度	4年度	5年度
福祉サービス総合支援事業	「地域福祉推進区市町村包括補助事業」により補助				
※ 都単独、区市町村への補助					
(単位：千円)					
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	572,062	582,616	593,774	608,233	629,888
※ 国補助あり、東京都社会福祉協議会への補助					
○ ホームレスが路上生活を脱却し、地域での自立した生活を営んでいくためには、一般の住民と同様、必要に応じ社会資源を適切に活用することが必要であり、引き続き現行の施策を行うとともに、その的確な広報に努めていく。					

対策 5 評価欄	事項 番号	生活に関する相談・指導-④ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある者への対応																		
実績																				
<p>○ 都は、平成 20 年 4 月に、住居を失いインターネットや漫画喫茶等で寝泊りしながら就労している人たちをサポートする TOKYO チャレンジネットを開設した。</p> <p>TOKYO チャレンジネットでは、生活相談、就労相談、住宅相談、資金貸付等を通じて、住居喪失不安定就労者が、安定した就労と住まいを確保できるよう支援した。</p> <p>平成 21 年 3 月からは介護職支援コースを新設し、介護職場での就労を目指す離職者に対し、資格取得支援や生活資金の無利子貸付等を行ってきた。</p> <p>また、不安定な就労を続けたのち失職し路上生活に至る者に対しては、自立相談支援機関等で相談を行い、必要に応じて自立支援センターの利用等により就労自立に向けた支援を行った。</p> <p>TOKYO チャレンジネット事業実績 (単位：件、人)</p> <table border="1" data-bbox="225 801 1177 1081"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2 年度</th> <th>3 年度</th> <th>4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>問合せ・相談・新規予約件数等 (延べ件数)</td> <td>4,043</td> <td>5,772</td> <td>4,571</td> <td>5,213</td> </tr> <tr> <td>事業登録者数 (実人数)</td> <td>811</td> <td>1,608</td> <td>1,214</td> <td>1,180</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行され、福祉事務所設置自治体においてホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する各種の支援を行ってきた。</p> <p>○ 学校教育では「キャリア教育」を通じて勤労観、職業観を醸成している。</p>							元年度	2 年度	3 年度	4 年度	問合せ・相談・新規予約件数等 (延べ件数)	4,043	5,772	4,571	5,213	事業登録者数 (実人数)	811	1,608	1,214	1,180
	元年度	2 年度	3 年度	4 年度																
問合せ・相談・新規予約件数等 (延べ件数)	4,043	5,772	4,571	5,213																
事業登録者数 (実人数)	811	1,608	1,214	1,180																
予算額																				
<p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="225 1417 1249 1648"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2 年度</th> <th>3 年度</th> <th>4 年度</th> <th>5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業</td> <td>567,506</td> <td>562,455</td> <td>2,231,371</td> <td>2,378,423</td> <td>2,380,984</td> </tr> </tbody> </table>							元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業	567,506	562,455	2,231,371	2,378,423	2,380,984			
	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度															
住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業	567,506	562,455	2,231,371	2,378,423	2,380,984															
評価・方向性																				
<p>○ ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある者への支援として、TOKYO チャレンジネットの各種支援事業は効果がある。今後も現行の支援を行っていく。</p> <p>○ 引き続き、生活困窮者自立支援法により実施する自立相談支援事業等によりホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する包括的な支援を行っていく。</p> <p>○ 今後も、学校教育では「キャリア教育」を通じて勤労観、職業観を醸成していく。</p>																				

対策 6 評価欄	事項 番号	緊急援助及び生活保護 - ①緊急に行うべき援助の実施												
実 績														
<p>○ 都区共同事業の一環である巡回相談事業において、緊急的な援助を必要としているホームレスに対しては、緊急通報等適切な対応を行った。</p> <p>○ 都は、区市町村が生活に困窮している要保護者（路上生活者等）に対して行っている応急援護事業を支援するため、その経費の一部を補助した。</p> <p>○ 緊急に医療が必要な場合は、無料低額診療事業を活用した。</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="268 622 1257 728"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無料低額診療 受診数</td> <td>173</td> <td>108</td> <td>90</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 生活保護を必要としている者に対しては、法令に基づいて、申請又は職権により生活保護を実施した。</p>						元年度	2年度	3年度	4年度	無料低額診療 受診数	173	108	90	83
	元年度	2年度	3年度	4年度										
無料低額診療 受診数	173	108	90	83										
予算額														
評価・方向性														
<p>○ 巡回相談における緊急対応、区市町村の応急援護事業への補助、無料低額診療事業の活用は、いずれもホームレスの緊急援護に効果があるため引き続き行う。</p> <p>○ 応急援護については、あくまで緊急的、一時的なものであるため、早期に自立支援施策に結び付けていくことに努める。</p> <p>○ 要保護者が医療機関に救急搬送された場合には、速やかに実態を把握した上で急迫保護の要否を確認するとともに、必要な場合には適切な保護が行われるよう、今後も福祉、医療、救急等関係機関の円滑な連携に努める。</p>														

対策 6 評価欄	事項 番号	緊急援助及び生活保護 - ②生活保護法による保護の実施 【1. 相談・申請時における対応】															
実績																	
<p>○ 相談窓口である福祉事務所においては、相談者の個別の状況及び本人の意思に基づき、より適切な事業・制度の利用について助言を行った。</p> <p>○ 福祉事務所の支出した保護費等について都道府県が一定割合を負担する規定がある（生活保護法第 73 条）。都においては、区市の福祉事務所に対する都負担金として負担が義務付けられている「居住地がないか、又は明らかでない被保護者」への保護費については、この規定が適用される。</p>																	
（単位：千円）																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">元年度</th> <th style="width: 15%;">2 年度</th> <th style="width: 15%;">3 年度</th> <th style="width: 15%;">4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区市に対する都負担金決算額（※）</td> <td style="text-align: center;">14,369,063</td> <td style="text-align: center;">14,647,990</td> <td style="text-align: center;">14,384,659</td> <td style="text-align: center;">13,852,425</td> </tr> </tbody> </table>							元年度	2 年度	3 年度	4 年度	区市に対する都負担金決算額（※）	14,369,063	14,647,990	14,384,659	13,852,425		
	元年度	2 年度	3 年度	4 年度													
区市に対する都負担金決算額（※）	14,369,063	14,647,990	14,384,659	13,852,425													
※ 長期入院等により居宅から生活保護法第 73 条適用となった場合も含む。																	
予算額																	
（単位：千円）																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">元年度</th> <th style="width: 15%;">2 年度</th> <th style="width: 15%;">3 年度</th> <th style="width: 15%;">4 年度</th> <th style="width: 15%;">5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区市に対する都負担金予算額</td> <td style="text-align: center;">16,785,109</td> <td style="text-align: center;">16,136,623</td> <td style="text-align: center;">18,636,230</td> <td style="text-align: center;">17,957,079</td> <td style="text-align: center;">18,004,203</td> </tr> </tbody> </table>							元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	区市に対する都負担金予算額	16,785,109	16,136,623	18,636,230	17,957,079	18,004,203
	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度												
区市に対する都負担金予算額	16,785,109	16,136,623	18,636,230	17,957,079	18,004,203												
※ 都負担金対象となる保護費のうち、国庫負担分（3 / 4）を除いた額（1 / 4）を計上																	
評価・方向性																	
○ 相談者が抱える問題や状況、本人の意思を的確に把握した上で、路上生活者施策、他法他施策の活用、生活保護の適用等により、適切な居所の確保と自立の支援につなげていく。																	

対策 6 評価欄	事項 番号	緊急援助及び生活保護 - ②生活保護法による保護の実施 【2. ホームレスの状態に即した生活保護の適用】
実 績		
<p>○ 直ちに居宅生活をするのが困難である場合は、保護施設や宿泊所等の施設を居所として生活保護を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内の更生施設数：男性単身用（8施設）、女性単身用（3施設） <p>○ 保護施設通所事業（※）を活用し、保護施設から地域での安定した生活への移行を支援した。</p> <p>※ 保護施設通所事業 保護施設退所者を保護施設に通所させ（通所訓練）、又は施設職員が居宅等を訪問する（訪問指導）ことにより、居宅での継続的自立生活の支援と退所促進による施設の有効活用を目的とする事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護施設通所事業：更生施設における実施状況 <p>元年度 11 施設、定員 365 人 → 4 年度 11 施設、定員 355 人</p>		
予算額		
評価・方向性		
<p>○ 直ちに居宅生活が困難な者については、今後も、保護施設等を活用し、地域での安定した居宅生活へ移行できるよう支援をする。</p> <p>○ ケースワーカーのみでは困難な援助について専門的支援を実施していくために、生活保護において、元ホームレス等に対して支援を行うプログラム（※）などを必要に応じ活用していく。</p> <p>※ 国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用した自立支援プログラムにより、居宅生活への移行を支援していくもの。</p>		

対策 6 評価欄	事項 番号	緊急援助及び生活保護 - ②生活保護法による保護の実施 【3. 宿泊所等の活用】
実 績		
<p>○ 都内の宿泊所の状況（令和4年8月1日現在、八王子市を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊所数 142 か所 定員数 3,517 人 ・ 令和4年8月宿泊所現況調べ <ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊所利用者の95%が生活保護受給者 ② 約5分の1が路上からの入所 ③ 1年以上の利用者が約57% <p>○ 女性用民間宿泊所の状況（八王子市を除く。）</p> <p>平成29年8月：22か所→令和4年8月：24か所</p> <p>○ 居住不安定者等居宅生活移行支援事業（国庫補助事業）等を活用し、宿泊所を居所として生活保護を適用されている者に対して、居宅生活への移行を支援した。</p> <p>※ 居宅不安定者等居宅生活移行支援事業実施自治体：都及び11区（令和4年度）</p> <p>○ 社会福祉法（平成30年6月改正）に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する条例（令和2年4月施行）を制定して以下の事項や宿泊所の設備及び運営の最低基準等を定め、令和4年度末までに居室を個室化するなど、居住環境等の改善を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料低額宿泊事業の事前届出制の導入 ・ 最低基準を遵守しない場合の改善命令の創設 <p>○ 生活保護法（平成30年6月改正）に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された無料低額宿泊所において、必要な日常生活支援を提供する仕組み（日常生活支援住居施設）が創設され、都においても、令和2年10月より該当施設の認定を行っている。</p>		
予算額		
評価・方向性		
<p>○ 居住不安定者等居宅生活移行支援事業等により、今後も宿泊所入所者の居宅移行を支援していく。</p> <p>○ 宿泊所入所者の居住環境や生活支援が適正に確保されるよう、事業者への制度周知及び無届施設への対応を継続して行う。</p>		

対策 6 評価欄	事項 番号	緊急援助及び生活保護 - ③路上生活者対策事業と生活保護 制度の連携
実 績		
<p>○ 自立支援センターの利用期間内に就労自立ができなかった者については、アセスメント結果や本人が抱える問題、本人の意思を考慮して、福祉事務所が生活保護を含む適切な制度や事業の適用を行った。</p>		
予算額		
評価・方向性		
<p>○ 自立支援センターを就労自立以外の理由で退所した者の再路上化を未然に防ぐため、今後も、自立支援センターと福祉事務所とが連携して、個々の状況を踏まえた適切な対応を行っていく。</p>		

対策 6 評価欄	事項 番号	緊急援助及び生活保護 - ④市町村部のホームレスへの対応
実 績		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩地区の宿泊所の状況（令和4年8月1日現在。八王子市を除く。） ・ 宿泊所件数 43 か所 定員 1,247 人 ○ 自立に向けた支援が必要なホームレスに対しては、民間宿泊所等を居所として生活保護を適用し、被保護者自立促進事業等の活用により地域生活への移行支援を行った。 ○ 多摩地区のホームレス数の状況（路上生活者概数調査） ・ 平成31年1月：93人（75人） → 令和5年1月：57人（41人） ※ （ ）内は国管理河川のホームレス数 		
予算額		
評価・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレスの自立支援への取組を適切に実施するため、今後も居宅生活移行支援事業及び被保護者自立促進事業を活用し、支援を実施していく。 		

対策 6
評価欄

事項
番号

緊急援助及び生活保護 - ⑤山谷地域における対策

実績

- 日雇労働市場の縮小や日雇労働者の高齢化によって、利用者一人一人が抱える問題が複雑化している現状を踏まえ、生活総合相談、応急援護相談については、支援プログラムを活用し、支援を行ってきた。また、山谷地域における結核のり患率の高さから、健康相談室がDOTS事業を展開する等、医療面での支援も実施してきた。

(単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度
生活総合相談件数（応急援護相談を含む。）	2,433	3,216	2,476	2,284

(単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度
応急援護相談件数	891	1,459	902	827

(単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度
健康相談室診療人数	1,896	1,475	1,192	1,300

(単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度
健康相談室DOTS事業実施件数	199	147	130	239

- 山谷地域道路・公園等清掃（台東区・荒川区）への補助を実施した。

清掃実施回数	元年度	2年度	3年度	4年度
台東区（週2回）	104	104	104	104
台東区（週3回）	156	156	156	156
荒川区（週2回）	104	104	104	104
台東区（公園）	12	12	12	12

予算額

(単位：千円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総合相談費支出	8,938	9,886	10,944	10,931	10,931
応急援護費支出	8,346	3,998	3,750	3,584	3,782
健康相談室運営委託費 (DOTS予算はこの内数)	82,272	83,270	82,579	82,533	82,101

(単位：千円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
山谷地域道路特別清掃事業補助	35,083	33,952	33,952	33,659	33,659

評価・方向性

- 利用者カード所持者全員（しごとカードを除く。）の支援プログラムを作成することで、より複雑化する日雇労働者の問題にきめ細かく対応するとともに、高齢化した利用者の医療面での支援を行うため、引き続き総合相談、応急援護、健康相談室の運営を実施する。
- 山谷地域の道路・公園等清掃については、地域環境の整備とともに雇用の創出にも寄与するなど効果を上げており、今後も実施していく。
- 城北労働・福祉センター職員、地元4町会、商店会、台東区、台東清掃事務所等が協力し、月1回の地域清掃活動（地域クリーンアップ作戦）を実施している。地域住民が自らの手で地域環境の整備を実施していることから、参加者も多く、参加者同士の連携強化に寄与している。なお、令和2年度2月以降、新型コロナウイルス感染症対策により休止しており、令和5年度から再開に向け検討している。

対策 7 評価欄	事項 番号	ホームレスの人権擁護 - ①広報・啓発活動の実施																											
実績																													
<p>○ 毎年、「みんなの人権」及び「広報東京都」12月号等の冊子や広報紙において、様々な人権課題の一つとしてホームレスに対する人権の問題を取り上げた。</p> <p>また、講演会や研修等を通じて、社会全体でホームレスに対する偏見や差別をなくすための啓発を行っている。</p> <p>東京都人権プラザにおける人権相談で、ホームレスの人権に関する相談に応じている。</p> <p>○ 学校教育においては、人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム」を作成して、公立幼稚園、学校の全教員に配布し、人権教育の推進に役立てた。「人権教育プログラム」には、「東京23区の路上生活者（ホームレス）の現状」に関わる資料、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抜粋）」とともに、実践・指導事例を掲載した。</p> <p>また、地域の実態に即して、児童・生徒に対する心の教育や生徒指導を徹底するとともに、家庭・地域社会や関係機関との緊密な連携を図った。</p> <p>○ 社会教育においては、東京都、区市町村の社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等を対象とした人権学習指導者研修や人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」（105,000部作成）等の中で、様々な人権課題の一つとして、ホームレスの人権問題について適宜取り上げる等、啓発等に努めた。</p>																													
予算額																													
<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="236 1120 1326 1451"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権施策推進予算（総務局） 人権啓発に関する予算</td> <td>176,151</td> <td>226,151</td> <td>167,475</td> <td>158,749</td> <td>179,030</td> </tr> <tr> <td>学校教育（教育庁） 人権教育に関する予算</td> <td>33,470</td> <td>33,470</td> <td>33,470</td> <td>33,470</td> <td>33,470</td> </tr> <tr> <td>社会教育（教育庁） 人権学習に関する予算</td> <td>25,377</td> <td>11,677</td> <td>25,347</td> <td>11,638</td> <td>25,338</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ホームレスの人権だけでなく幅広く人権課題を取り扱う予算である。</p> <p>※ 総務局の人権啓発に関する予算には、区市町村委託分を含む。</p>							元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	人権施策推進予算（総務局） 人権啓発に関する予算	176,151	226,151	167,475	158,749	179,030	学校教育（教育庁） 人権教育に関する予算	33,470	33,470	33,470	33,470	33,470	社会教育（教育庁） 人権学習に関する予算	25,377	11,677	25,347	11,638	25,338
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度																								
人権施策推進予算（総務局） 人権啓発に関する予算	176,151	226,151	167,475	158,749	179,030																								
学校教育（教育庁） 人権教育に関する予算	33,470	33,470	33,470	33,470	33,470																								
社会教育（教育庁） 人権学習に関する予算	25,377	11,677	25,347	11,638	25,338																								
評価・方向性																													
<p>○ ホームレスに対する人権侵害事案等が発生している現状を踏まえ、引き続き啓発活動やホームレスの人権に関する相談を実施していく。</p> <p>○ 学校教育においては、引き続き、現行の施策を実施していく。</p> <p>社会教育においても、引き続き、人権学習事業の実施を通じて、普及啓発に努めていく。</p>																													

対策 7 評価欄	事項 番号	ホームレスの人権擁護 - ②相談・支援時の人権尊重
実 績		
<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレス対策事業に関わる職員は、相談や支援に当たって、ホームレスの人権に十分配慮しつつ業務を行った。 ○ 自立支援センターによっては、施設運営上の苦情処理システムを有しており、苦情受付者、苦情解決者、第三者による解決委員を設置している。 加えて、第三者評価制度を導入している自立支援センターもある。 ○ 自立支援センターや巡回相談等を担当する運営法人においてホームレスの人権に関する研修を実施した。 		
予算額		
評価・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続きホームレスの人権擁護に十分配慮しながら、ホームレスの相談や自立に向けた支援を行う。 		

対策 8 評価欄	事項 番号	地域における生活環境の改善			
実績					
<p>○ 公園、道路、河川等の施設管理者は、巡回警備をして施設内に起居するホームレスに対して声かけを行っている。</p> <p>必要に応じて区市の福祉事務所等と連携して対応することにより、ホームレスの福祉的支援につなげ、施設利用の適正化に努めている。</p> <p>また、施設内にホームレスが新規若しくは再流入することのないよう、施設内の巡視及び警備を継続して行っている。</p> <p>このような取組により、公園、道路、河川等に起居するホームレスは減少している。</p> <p>○ 河川管理者と区市は、巡視及び巡回相談を共同で行う等、必要に応じて連携をとり、災害時のホームレスへの被害防止に努めている。</p> <p>○ 都営交通の駅においても、構内巡回を実施している。</p> <p>○ 施設管理者と自立相談支援機関等の連携を強化するため、都、区、国土交通省及び自立支援センター受託法人で構成される国管理河川ホームレス対策協議会を実施した。</p>					
予算額					
(単位：千円)					
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
都管理公園の管理経費（建設局）	53,268	53,983	53,983	53,983	56,269
都管理道路の管理経費（建設局）	9,043	8,772	8,844	10,090	10,306
都管理河川の管理経費（建設局）	131,995	146,048	164,749	164,432	167,430
※ 施設利用の適正化に関する経費					
評価・方向性					
<p>○ 職員による巡回時の声かけや、所轄警察や関係区市、関係機関等と連携して対応することは、施設利用の適正化と路上生活の防止、ホームレス自立支援に効果がある。</p> <p>○ 引き続き、公園等の施設管理者は、福祉事務所等関係機関と緊密な連携を図り、当該施設の適切な利用を確保していく。</p>					

<p>対策 9 評価欄</p>	<p>事項 番号</p>	<p>その他の取組 - ①地域における安全の確保</p>
<p>実績</p>		
<p>○ 警視庁本部からの指示等により、管内各警察署は、関係機関や施設管理者、地域住民と緊密に連携して、ホームレスの人権に配慮しつつ、ホームレス個々の被害防止や要保護事案のほか、地域住民に与える不安感の除去等、地域の安全と平穩を守るための活動を推進した。</p>		
<p>予算額</p>		
<p style="background-color: #cccccc;"></p>		
<p>評価・方向性</p>		
<p>○ 引き続き、現行施策を実施する。</p>		

対策 9 評価欄	事項 番号	その他の取組 - ②民間団体との連携
実 績		
<p>○ 都区共同事業の自立支援システムの実施に当たっては、システム開始の当初から、複数の社会福祉法人やNPO法人等民間団体の力を借り、自立支援センターの管理、運営、巡回相談や自立支援センター退所者のアフターケア等の事業を実施した。</p>		
予算額		
評価・方向性		
<p>○ ホームレス対策を実施するに当たっては、民間団体との連携を図ることが重要であり、今後も定期的な情報交換や必要に応じて業務を委託する等、引き続き十分連携を図っていく。</p>		

対策 9 評価欄	事項 番号	その他の取組 - ③民生委員・児童委員の理解の促進
実 績		
<p>○ 民生委員・児童委員に対しては、会議、研修会等を通じて、ホームレスの現状を伝え、社会復帰に向けた取組について情報提供を行っている。</p> <p>特に、自立支援センターの地元区の民生委員・児童委員に対しては、ホームレスについて一層理解を深め、ホームレスの自立支援の一端を担ってもらえるよう十分な説明を行った。</p>		
予算額		
評価・方向性		
<p>○ ホームレス対策を実施するに当たっては、民生委員・児童委員との連携を図ることが重要であり、引き続き情報提供を行い十分連携を図っていく。</p>		